

岡山市長 様



子育てのための施設等利用給付認定申請書
(法第30条の4第1号)

下部記載の事項に同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望する（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業※1は利用しない）ので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業（時間：200分以内）である。

方書、建物名、部屋番号まで記入してください。

生計主宰者となる方が自署してください。

施設等利用給付 1号認定用		
こどもコード		
受付印		
提出方法	窓・郵	受付者
提出者	父・母・園・（ ）	
本人確認	免・マ・健・（ ）	

1. 申請者

申請日 令和 ** 年 ** 月 ** 日

フリガナ	オカヤマ タロウ	現住所	〒 700 - 8544
申請者	岡山 太郎	転居先	〒 -
(児童との続柄： 父)		(転居予定がある場合)	(転居予定日： 年 月 日)
父携帯・母携帯・自宅・その他()	*** - *** - ***	父携帯・母携帯・自宅・その他()	*** - *** - ***
②			
認定希望日	** 年 ** 月 ** 日		

転居予定があり、新住所がわかる場合には、「転居先」に記入してください。

申請者電話番号を必ず記入してください。

申請者は生計主宰者となる方が自署してください。申請者を代表保護者（認可保育施設等の保育料等や副食費の納付義務者、施設等利用給付認定の請求者）とします。ただし、以前に申請等をしており（きょうだい含む）、今回の申請者がすでに代表保護者となっている方を引き続き代表保護者とします。代表保護者の変更を希望する場合は変更の通知等は代表保護者に送付します。この連絡先（電話番号）は、連絡がつく順に記入してください。

申請日以降の日を記入してください。

保護者及び対象児童			
父	母	対象児童	
フリガナ	オカヤマ タロウ	オカヤマ ハナコ	オカヤマ イチロウ
氏名	岡山 太郎	岡山 花子	岡山 一郎 (性別：男・女)
生年月日	昭和 ** 年 ** 月 ** 日	平成 ** 年 ** 月 ** 日	令和 ** 年 ** 月 ** 日
現住所 ※3	〒 - ☒ 申請者と同じ	〒 - ☒ 申請者と同じ	〒 - ☒ 申請者と同じ
転居先 ※3	〒 - ☒ 申請者と同じ	〒 - ☒ 申請者と同じ	〒 - ☒ 申請者と同じ
(転居予定がある場合)	(転居予定日： 年 月 日)	(転居予定日： 年 月 日)	(転居予定日： 年 月 日)
※3 現住所及び転居先は、上記申請者と異なる場合のみ記入してください。			
1月1日現在の住所	☒ 現住所と同じ	☐ 現住所と同じ	児童の扶養者（申請時点）
年認定前希望	都・道府・県 市・区・町・村	都・道府・県 市・区・町・村	税 法 上： ☐ 父 ☒ 母 ☐ その他()
年認定前希望	都・道府・県 市・区・町・村	都・道府・県 市・区・町・村	健康保険： ☒ 父 ☐ 母 ☐ その他()
※4	各年1月1日現在の住所が現住所と異なる場合は市区町村名等を記入してください。		
家庭の状況	下記の世帯に該当する場合は□にチェックしてください。 ☐ ひとり親世帯 ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯 ☐ 生活保護受給世帯		

上記申請者と同じ場合には ☒ をしてください。

対象児童の扶養者となっている方について、それぞれ ☒ をしてください。

3. 利用予定施設

施設区分	施設名称	施設所在地	利用開始(予定)日
☒ 幼稚園 (☒ 私立 ☐ 国立)	フリガナ： *** ヨウチエン	〒 700 - *** 電話 *** - *** - ***	令和 ** 年 ** 月 ** 日
☐ 特別支援学校幼稚部	〇〇幼稚園	岡山市北区〇〇一丁目1番1号	

4. 同居世帯員（父母・対象児童を除く）

利用(予定)施設を記入してください。

世帯員氏名	続柄	生年月日	会社・学校名等	申請にあたって同意していただく事項		
フリガナ： オカヤマ 桃	妹	令和 ** 年 ** 月 ** 日	家庭保育			
フリガナ： オカヤマ 健造	祖父	昭和 ** 年 ** 月 ** 日	おかやま工務店			
フリガナ： オカヤマ 和子	祖母	昭和 ** 年 ** 月 ** 日	スーパー大供			
フリガナ：						
フリガナ：						
同一家屋に居住(世帯分離している場合も含む)している祖父母等がいる場合は、記入してください。				企業主導型保育利用 ☐ なし ☐ あり	施設等利用給付認定 ☐ 1号 始 ☐ 却下 終	入力

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者等に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。